
第二部 各論

五 労使関係

(一) 概観

三一年においても、経済問題をめぐる労働争議は例年のとおり春闘をはじめとする各季ごとの闘争として行われた。

まず春季賃上げ闘争は総評傘下の各組合が中心となり統一闘争の形で展開された。公労協はすでに二月中旬から実施したが、三月末には特別給与の支給で一応収束した。民間労組も三月に入り炭労、私鉄総連、合化労連等が主力となって斗争を展開したが、五月初旬までにはおおむね解決し、妥結額は好況を反映して、おおむね前年を上廻つた。たとえば炭労は三〇年の二二〇円に対し四五〇円、私鉄総連の大手は同じく八〇〇円に対し九〇〇円の妥結額となっている。

つづく夏季手当闘争は七月の参議院選挙を控え選挙対策に主力が注がれたために、全体としてみると盛上りに乏しかったけれども、しかし六月から七月末にかけてその多くが前年を上廻る金額で解決した。また秋季賃上げ闘争は鉄鋼労連、全造船でそれぞれ長期の統一闘争を行ったが、業界の好況にもかかわらず経営者側の態度が強硬であったために組合側の予期したような成果を挙げえないで解決した。全造船が妥結した額を前年と比較してみると、三〇年の五〇〇円～一、三〇〇円に対し七〇〇円～九〇〇円であった。

なお年末手当闘争においては、官公労は頭初一律二千元賃上げと年末手当二ヵ月分を目標として実力行使を行ったが、政府が一二月一日の閣議で〇・一五ヵ月分の年度末手当繰上げ支給を決定したことにより交渉は急速に進展し、一月中旬闘争を収束した。また民間労組の主要なものは全鉱大手企業連を除いては争議に入ることなく、いずれも前年の妥結額を大きく上廻る金額で解決した。たとえば合化労連の妥結額を前年と比較してみると、三〇年の一五、五〇〇円～四八、〇〇〇円に対し三二、〇〇〇円～五七、二一〇円となっている。なお一部を除いた私鉄大手各社および十条製紙が、年間臨給制の採用により、年末闘争を行わなかったことは注目される。

ところで、以上のような運動の展開の過程であらわれてきた三一年の特徴的な傾向として、最低賃金制および労働生産性向上の問題が労働運動の共通課題となってきたことがあげられる。すなわち総評が意図した春の産業別統一闘争はその解決が個々の企業ごとに進められたため、中小企業の労組は統一闘争から取残される結果に終つた。この体験から、総評は中小企業労働者の賃金問題に真剣に取り組むこととなり、最低賃金制の確立を統一目標として掲げ、その具体化を図ろうとした。また生産性については生産性向上運動に対する抽象的原則的な態度決定から現実的対処の方向が生れるにつれ、組合側に見解の分化がみられるようになった。

このほか三一年に注目された労働組合の動きを挙げると、1)日中貿易、日ソ国交回復の進展などを反映して総評系労組代表の共産圏諸国、とくに中共への渡航が著しく頻繁となり、前年の渡航者数を大きく上廻つたこと、2)自由主義諸国との交流の一環として日本生産性本部派遣視察団の代表合計五一・一名の労組代表が渡米したこと、3)東京、長崎で開催された一第二回原水爆禁止世界大会において総評系労組が積極的に活動したこと、4)砂川など軍事基地反対運動が活潑に行われたことなどがある。

第二部 各論

五 労使関係

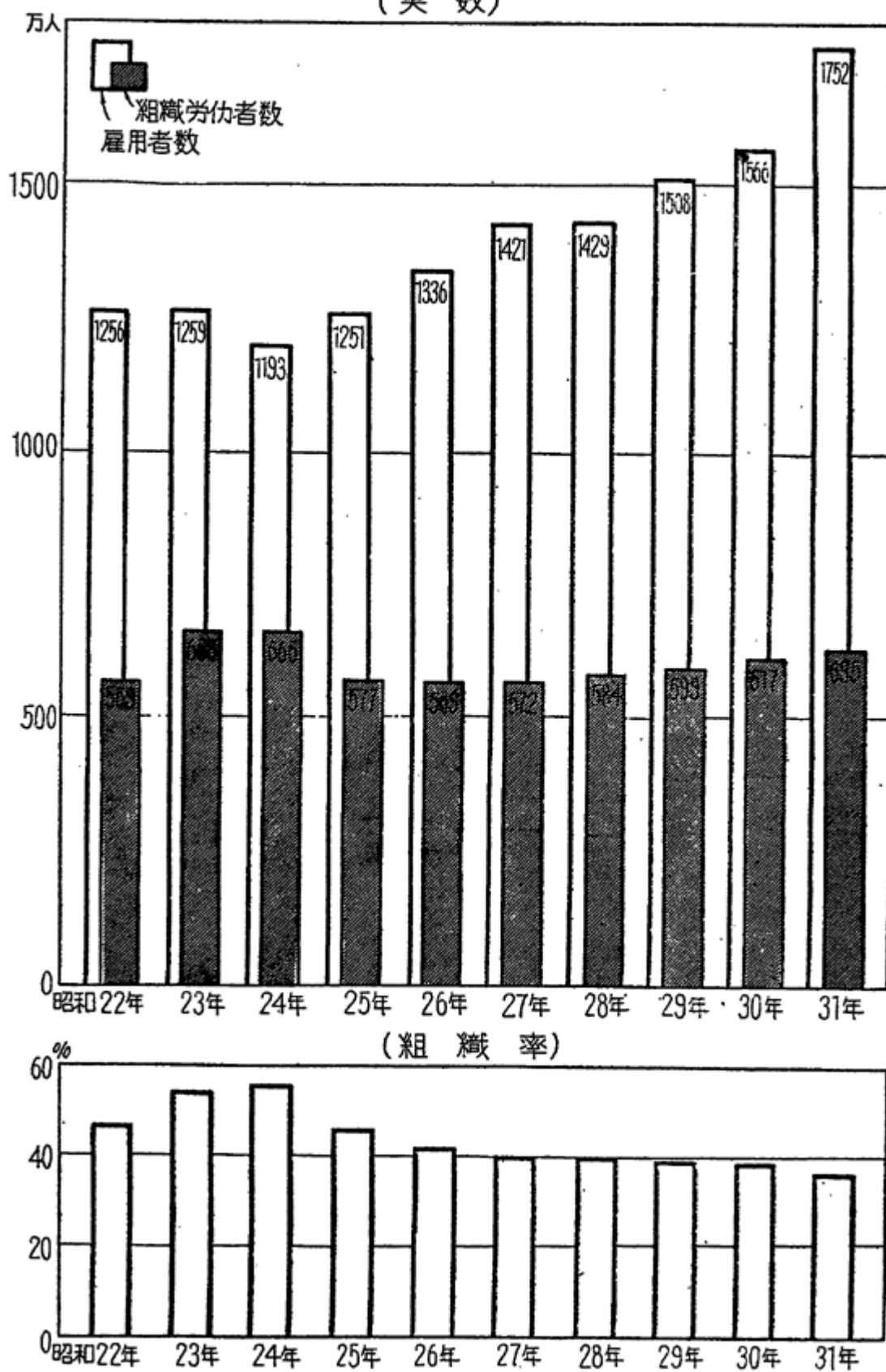
(二) 労働組合組織の現状

(1) 労働組合の組織状況

三一年における労働組合の組織は、ひきつづき順調な増大をみた。すなわち、単位労働組合数は三万四千組合をこえ、組合員数も六三五万人に達した。これを前年に比べると組合数二千組合、組合員数一八万人の増加である。これは組合の新規設立と雇用の伸びによってもたらされたほか、とくに一般経済の好況が反映して、解散した組合が例年に比べ減少したことによるものである。すなわち、組合数の増加は、一方に中小企業における組織の伸びと他方解散した組合数の減少、とくに中小企業における解散組合数の減少によるものであり、また、組合員数の増加は既設組合での加入増が各産業を通じて行われたことならびに新規設立による組合員数の増加、とくに中小企業における未組織労働者の組織化の進展がみられたことに起因している。

第40図 年別雇用者数および組織労働者数 (実数)

第40図 年別雇用者数および組織労働者数
(実数)



産業別に組合数、組合員数の増加の著しかったものをあげると、組合数では金融、保険業、製造業、サービス業および公務などであり組合員数では製造業、建設業、公務および教育を中心とするサービス業などであつ

た。しかし、このような組合員数の増加にもかかわらず雇用者総数に対する組織労働者の割合は三六.二%で、前年より二.六ポイントと若干の低下を示した。

第180表 単位労働組合数および組合員数

第180表 単位労働組合数および組合員数

年 月	単 位 組 合 数	組 合 員 数	組合員数の 対前年比較	推 定 組 織 率
		人	人	%
昭和22年 6 月末	23,323	5,692,179	2,011,162	45.3
23年 6 月末	33,926	6,677,427	985,248	53.0
24年 6 月末	34,688	6,655,483	△ 21,944	55.8
25年 6 月末	29,144	5,773,908	△ 881,575	46.2
26年 6 月末	27,644	5,686,774	△ 87,134	42.6
27年 6 月末	27,851	5,719,560	32,786	40.3
28年 6 月末	30,129	5,842,678	123,118	40.2
29年 6 月末	31,456	5,986,168	143,490	38.8
30年 6 月末	32,012	6,166,348	180,180	38.8
31年 6 月末	34,073	6,350,357	184,009	36.2

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 1) △印は減少を示す

2) 推定組織率は総理府統計局「労働力調査」の雇用者総数に対する比率

3) 昭和22年の雇用者数は22年7月の雇用者数によった

4) 対前年増加組合数が設立組合数と解散組合数との差よりも多い主な理由は、組合組織の変更により集計単位を変更した場合などがあったためである

これは雇用の増加が主として未組織部門および従来から組織化の遅れている部門で実現されたためとみられる(第一八〇表参照)。

第二部 各論

五 労使関係

(二) 労働組合組織の現状

(2) 設立および解散状況の特色

三一年における労働組合の設立、解散状況の特色をあげると、二三年以降解散組合がもっとも少なく、とくに一般経済の好況を反映して中小企業における組織の固定化傾向がみられたこと、数においては多くないが臨時工のみで組織化を進めた例が目立ったこと、中小企業における新規設立が顕著であったこと、などであった。

三一年六月末までの一年間に解散した組合数は二、二四三組合で、これは戦後労働組合が異常な勢いで設立されていた二一、二二年当時を別にすれば二三年以来の最低である。このように解散組合が激減した要因は、中小企業における組合の解散が少なかったためである。

すなわち例年の統計では解散組合の大部分が中小企業の組合にみられていたのであるが、三〇年下期以来の一般経済の好転は企業の健全化をうながし、これが、企業別に組織されているわが国の組合組織と相まって中小規模組合の安定化をもたらし、解散組合の減少を導いたものと思われる。

解散の状況を解散理由別にみると、まず組織変更によるものが圧倒的に多いが、これは前年にひきつづき町村合併に伴った教育、公務などの組合の組織変更が大部分とみられ、実質的な解散とは意味が異つでいる。また事業の休廃および縮小によるものは六三七組合(解散組合総数に対し三八%)で、前年に比べ著しく減少した。この理由によるものは例年同様中小規模の組合に多かった。指導者の欠除、組織内の紛争および財政不如意の理由によるものはやや増加したが、自然消滅、組合無用論およびこれらと同様に考えられるその他の理由によるものは減少した(第一八一表、第一八二表参照)。

第181表 年別解散組合数の総組合数に対する割合

第181表 年別解散組合数の総組合数に対する割合

期 間	解散組合数	前年の総組合数に対する比率
		%
21年7月～22年6月末	1,390	—
22年7月～23年6月末	2,579	11
23年7月～24年5月末 ¹⁾	4,365 ¹⁾	13
24年7月～25年6月末	8,832	25
25年7月～26年6月末	5,328	18
26年7月～27年6月末	2,842	10
27年7月～28年6月末	2,538	9
28年7月～29年6月末	2,551	8
29年7月～30年6月末	3,599	11
30年7月～31年6月末	2,243	7

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 1) は23年7月から24年5月までの11ヵ月間の数字である。

第182表 解散理由別解散組合数

第182表 解散理由別解散組合数

理 由	組 合 数					
	自25年 7月 至26年 6月末	自26年 7月 至27年 6月末	自27年 7月 至28年 6月末	自28年 7月 至29年 6月末	自29年 7月 至30年 6月末	自30年 7月 至31年 6月末
合 計	5,328	2,842	2,538	2,551	3,599	2,243
組 織 変 更	960	497	789	845	1,543	703
分 裂	—	—	79	18	16	42
事業所休廃止および縮小	1,671	599	606	600	787	637
組合無用論	925	423	205	121	116	92
指導者の欠除、組合内部 の紛争、財政不如意	561	228	193	158	146	177
自 然 消 滅	586	611	526	409	449	411
そ の 他	625	484	22	400	542	181
不 明	—	—	118	—	—	—

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 27年6月末までの分裂欄の数字は組織変更欄の数字に含まれている。

つぎに、三一年六月末までの一年間に設立された組合数は三、二七二組合、その組合員数は二七万人であつ

た。この新規設立組合は、組合員の規模、企業の規模のいずれからみても一〇〇人未満のものが圧倒的比重を占めていた。また、設立の状況を設立理由別にみると、労働条件の向上を理由とするものがもっとも多く、一〇〇組合一設立組合総数に対し三四%一となっていた。この理由による設立動機にはもちろん労働条件一般の向上を目的とするものが圧倒的であるが、賃金に関するもののみのものも多く、また、数においては多くないが臨時工または臨時職員が、労働条件の低いことをとり上げて組織化を進めたもののあるが目立った。なお労働者の自覚を理由とするものは五六二組合(同一七%)であり、人員整理に対する防衛、労務管理に対する不満などがこれにつぎ、これら労働者の自発的意思による設立組合数は設立組合総数の過半数を占めている。このほか外部的要因によるものとしては、総評、全労などをはじめ県評、地区労などの外部団体からの呼びかけを理由とするものが三四三組合(同一一%)、解散組合の組織変更に対応するものが六〇七組合であり、さらに企業の新設並びに規模拡大を契機とするものおよび組合の分裂によるものなどがあげられる(第一八三表参照)。

第二部 各論

五 労使関係

(二) 労働組合組織の現状

(3) 組織労働者の分布

組織労働者の産業別分布をみると、前年に比べ各産業を通じ全般に増加をみているが、製造業は一九八万人(組織労働者総数の三%)でもっとも多く、運輸通信およびその他の公益事業が一四八万人(同二三%)でこれについている。このように組織労働者数からみれば製造業はもっとも大きな割合を占めているが、組織率は三五%であり高くない。

産業別で組織率のもっとも高いのは鉱業の八八%(三〇年八〇%)で、運輸通信およびその他の公益事業の七六%(同七七%)がこれについており、一方組織率の低いのは農林業の八%(同一〇%)、卸売小売、金融保険および不動産業の一六%(同一七%)などとなっている。

わが国の労働組合組織は、諸外国にみられるような産業別組合、職業別組合はごくわずかで、その大部分が企業別組合であり、これが特色の一つとなっている。この状況を三一年でみると、企業別組織の組合数は一万六千組合(組合総数の八六%)で、前年に比べ実数では増加したが比率では同じ割合にとどまった。組合員数は五一六万人(組合員総数の八〇%)で、前年に比べ二ポイント増加している。また企業の枠をこえた産業別、職業別、1地域別など横断的組織の組合はきわめて少ないが、三〇年以來いわゆる合同労組として、企業、産業、職業などに関係なく特定地域の中小企業労働者を中心として組織される組合は、組台数、組合員数ともにわずかながら増加をみている(第一八四表参照)。

第183表 年別設立組合数

第183表 年別設立組合数

年	月	組 合 数
26年7月～27年6月末	合 計	3,049
27年7月～28年6月末	合 計	4,778
28年7月～29年6月末	合 計	3,051
29年7月～30年6月末	合 計	3,763
30年7月～31年6月末	合 計	3,272

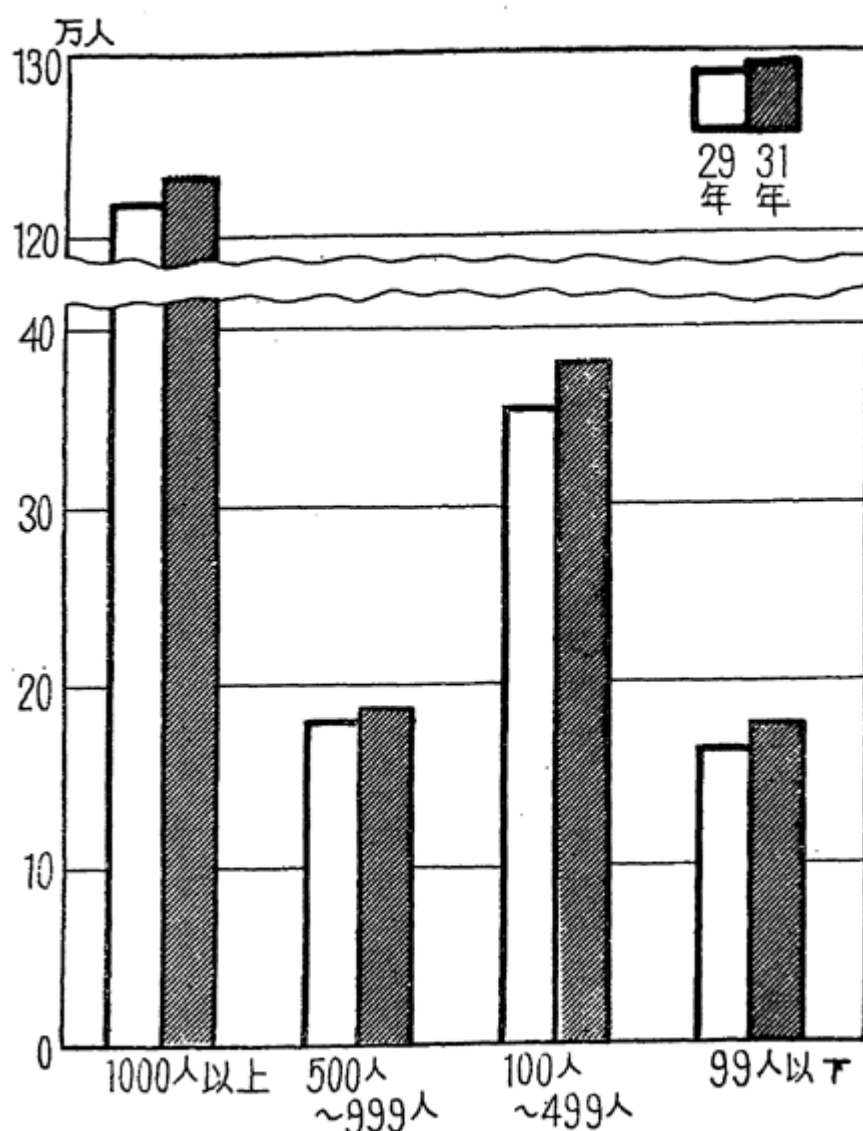
30年7月より31年6月末における設立組合の設立理由別組合数

合	計	3,272
労 働 条 件 の 向 上		1,100
労働者の自覚によるもの		562
外部団体からの呼びかけ		343
人員整理に対する防衛		130
企業の規模拡張にともなうもの (会社の新設を含む)		126
労務管理に対する不満		117
組織変更(分裂を含まず)		607
組合の分裂によるもの		168
そ	の	他
		119

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

第41図 製造業における企業規模別労働組合員数

第41図 製造業における企業規模別労働組合員数



資料出所 労働省「労働組合基本調査」

さらに、製造業における組織労働者を企業規模別にみると、五〇〇人以上の大企業においては一四二万人をこえ製造業総数の七二%を占めているが、一〇〇人未満の小企業においては一八万人ときわめて少ない。その動きをみると、五〇〇人以上の大企業ではすでに組織化が進んでいる関係もあってわずかに二%の増加にすぎなかったが、中規模、小規模の企業ではそれぞれ八%、一〇%の増加を示し、三一年六月末までの一年間における企業規模別の新設組合員数からみても中小企業における組織化が顕著であったことを示している(第一八五表参照)。

第184表 組織別労働組合数および組合員数

第184表 組織別労働組合数および組合員数

組 織	組 合 数				組 合 員 数			
	30 年		31 年		30 年		31 年	
	組合	%	組合	%	人	%	人	%
合 計	18,013	100.0	18,935	100.0	6,266,878	100.0	6,463,118	100.0
企 業	15,423	85.6	16,222	85.7	4,873,582	77.8	5,158,262	79.8
産 業	638	3.5	684	3.6	878,022	14.0	800,608	12.4
職 業	1,430	7.9	1,416	7.5	374,399	6.0	364,274	5.6
地 域	495	2.7	574	3.0	99,369	1.6	127,955	2.0
そ の 他	27	0.1	39	0.2	41,506	0.7	12,019	0.2

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 新調査方式

第185表 製造業における企業規模別労働組合員数

第185表 製造業における企業規模別労働組合員数

企 業 規 模	31年組合員数	対29年増減数	増 減 率
合 計	1,980,941 ^人	66,184 ^人	3.5 [%]
1,000人 以上	1,233,056	14,128	1.2
500人～999人	189,013	8,040	4.4
100人～499人	379,155	28,020	8.0
99人以下	179,717	15,996	9.8

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 比較時 昭和29年6月末調査と昭和31年6月末調査

第186表 男女別労働組合員数および推定組織率

第186表 男女別労働組合員数および推定組織率

年	男 子			女 子		
	組合員数	総組合員数に対する割合	推定組織率	組合員数	総組合員数に対する割合	推定組織率
昭和30年6月末	4,692,712人	76.1%	42.1%	1,473,636人	23.9%	30.1%
昭和31年6月末	4,815,323人	75.8%	39.5%	1,535,034人	24.2%	28.7%

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 推定組織率は総理府統計局「労働力調査」の雇用者数に対する比率

第187表 適用法規別労働組合数および組合員数

第187表 適用法規別労働組合数および組合員数

適用法規	組 合 数				組 合 員 数			
	30年	31年	対前年増減		30年	31年	対前年増減	
合 計	18,013	18,935	100.0%	922	6,286	6,463	100.0%	177
労働組合法	14,375	15,182	80.2%	807	3,980	4,096	63.4%	116
公共企業体等労働関係法	28	25	0.1%	△ 3	884	899	13.9%	15
地方公営企業労働関係法	269	295	1.6%	26	91	102	1.6%	11
国家公務員法	308	300	1.6%	△ 8	255	259	4.0%	4
地方公務員法	3,033	3,133	16.5%	100	1,076	1,107	17.1%	31

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 1) △印は減少を示す

2) 新調査方式による。

また、組織労働者の男女別分布は、男子七六%、女子二四%で、三〇年に比べ女子がわずかに伸びたが、組織率では男女ともに若干の低下となった(第一八六表参照)。

組織労働者の適用法規別分布は、国家公務員法、地方公務員法の適用をうける組合員数は一三七万人(組織労働者総数の二一%)、公共企業体等労働関係法、地方公営企業労働関係法の適用をうける組合員数は一〇〇万人(同一五%)、労働組合法の適用をうける組合員数は四一〇万 人(同六三%)となっているが、これを三〇年と比べると、労組法適用組合員数が建設業、金融保険業、製造業で増加したため一二万人の増加、地公法適用組合員数が公務および教育で伸び三万人の増加となり、また、公労法、地公労法の適用組合員数もそれぞれ若干の増加を示した(第一八七表参照)。

第二部 各論

五 労使関係

(二) 労働組合組織の現状

(4) 連合団体の動き

三一年における全国組織の労働組合連合団体については大きな動きはみられなかった。これを総評,全労会議,新産別,産別およびその他の全国組合について概観すると,まず総評は傘下組合員数三一四万人となり,組織労働者総数のほぼ半数を占め,三〇年に比べ全国調達庁職組,アルコール専売労組,全造幣労組が加入したことと,すでに加入している組合における増加もあって四万四千人頭増加をみた。全労会議は傘下組合員数六六万人となっているが,東北電力労組,日本自動車産業労組連合会の加入や総同盟の組織増などにより三〇年に比べ三万八千人の増加となった。新産別は東京中小企業労組の加入その他の増加により三万六千人,産別は一万二千人でいずれもわずかに増加を示した。また,総評,全労会議,新産別,産別のいずれにも加入しない全国組合は三五組合,組合員数一〇八万人で,三〇年七月以降日本自動車産業労組連合会は全労会議に加入したが,全国一般合同労組協議会の設立や全国特定局従業員組合,全日本中小企業労組総連合などを全国組合としてとり上げた関係もあって三〇年より一一万四千人増加した(第一八八表参照)。

第二部 各論

五 労使関係

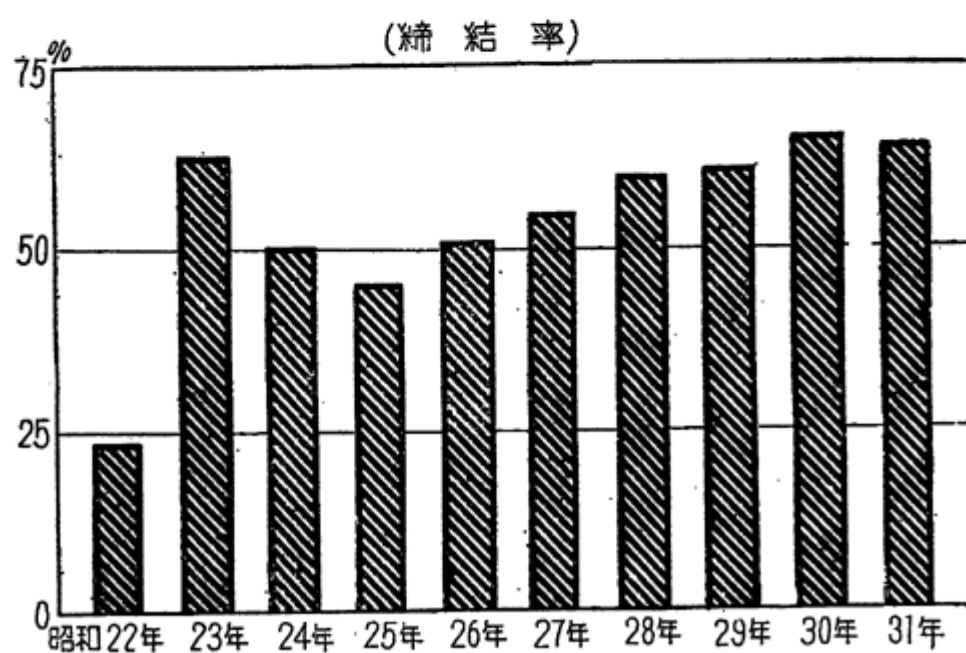
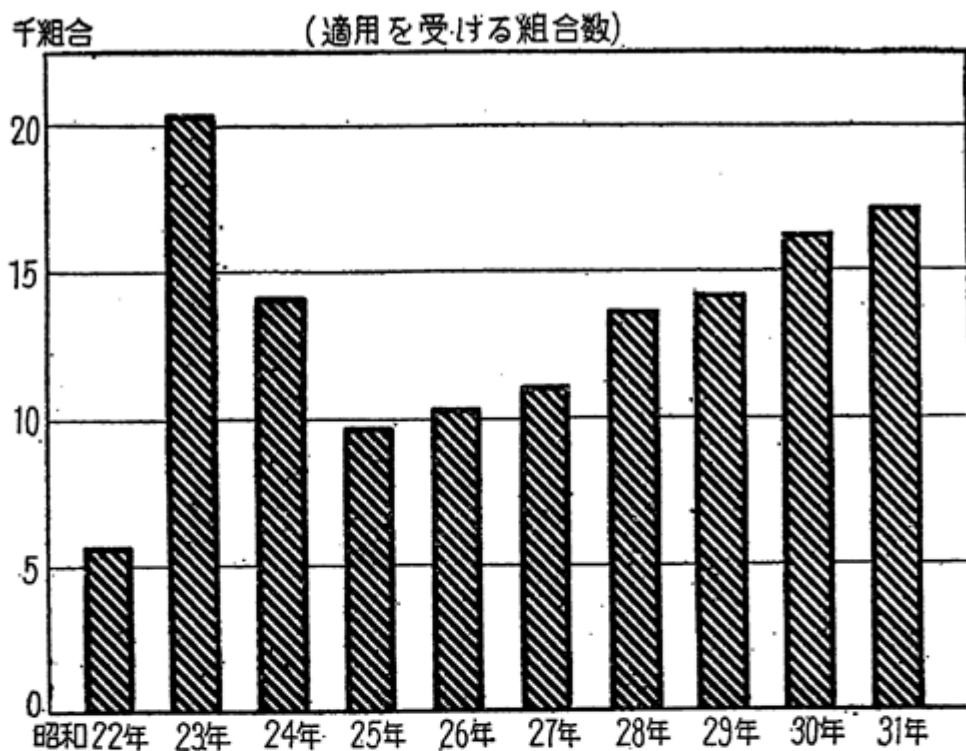
(二) 労働組合組織の現状

(5) 労働協約締結状況

三一年における労働協約締結状況の特色をあげると、まず二六年以来順調な伸びを示してきた労働協約の締結率が三一年になって停滞したことであるが、この要因としては、労働協約適用の組合数、組合員数とも増加はしたが、三一年において増加の著しかった中小企業の新設組合は未だ協約を締結するまでに至らなかったことや、上部組合における協約の締結も三一年にはとくに進展がみられなかったことなどによるものである。つぎに、協約の内容において、生産、性に関する条項を内容とする東北電力の協約、年間給与協定中に臨時給与協定を締結した十条製糸の協約、年間臨時給与協定の私鉄大手の協約および定期給与協定を結んだ日産の協約などが注目をひいた。

第42図 年別労働協約締結状況の推移

第42図 年別労働協約締結状況の推移



資料出所 労働省「労働組合基本調査」

第188表 加入主要団体別組合員数

第188表 加入主要団体別組合員数

主 要 団 体	30年6月末	31年6月末
	千人	千人
合 計	6,286	6,463
日本労働組合総評議会	3,094	3,138
全日本労働組合会議	624	662
日本労働組合総同盟	237	242
そ の 他	406	432
全国産業別労働組合連合	34	36
全日本産業別労働組合会議	12	12
以上の団体に加入しない全国組合	969	1,083
その他の組合	1,573	1,565

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

- (注) 1) 新調査方式による。新調査方式とは単一組織の組合本部および独立単位労働組合をそれぞれ一組合として集計する調査方式である。したがって独立単位労働組合と単一組織の最下部単位扱とを対象とした旧調査方式よりは組合数では非常に少なくなり、組合員数では若干多くなる。
- 2) 二以上の全国組合に加入している組合はそれぞれの組合に二重に集計してあるので各団体ごとに組合員数を合計した数字は合計欄の数字と一致しない。

三一年における労働協約の適用下にある組合は一七・〇九五組合(三〇年より一・三組合増加)に達し、労働協約を締結しうる組合二六・八五一組合のうち六四%(三〇年六五%)が適用をうけている。また労働協約の適用をうける組合員数は三八六万人(三〇年より六万人増加)で、労働協約締結能力をもつ組合員五〇〇万人のうち七七%(三〇年七八%)が適用をうけている。どのように労働協約締結組合数、組合員数は三〇年に比べともに増加してはいるが、その増加はきわめてわずかであって、三〇年の対前年増加数に比べ組合数では二分の一(三〇年の対前年増二千組合)、組合員数では五分の一(同二九万人)程度にとどまった(第一八九表参照)。

第189表 労働協約の適用をうける組合数および組合員数

第189表 労働協約の適用をうける組合数および組合員数

年	適用をうける組合数	締結率	適用をうける組合員数	適用率
		%	千人	%
昭和22年6月末	5,591	23.9	—	—
23年6月末	20,301	62.8	3,922	79.0
24年6月末	14,099	50.4	3,745	65.5
25年6月末	9,746	45.1	2,553	58.8
26年6月末	10,329	50.5	2,646	61.8
27年6月末	11,054	54.4	2,970	69.4
28年6月末	13,538	59.4	3,348	71.6
29年6月末	14,224	60.7	3,507	73.7
30年6月末	16,182	64.9	3,798	78.1
31年6月末	17,095	63.7	3,856	77.1

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

- (注) 1) 締結率 = $\frac{\text{協約の適用をうける組合数}}{\text{協約の締結可能な総組合数}}$
2) 適用率 = $\frac{\text{協約の適用をうける組合員数}}{\text{協約締結可能な総組合員数}}$
3) 協約締結可能な組合および組合員数は昭和23年以前は全組合数および組合員数であるが、24年以後は、労組法、公労法および地公労法適用組合数および組合員数である。

第190表 上部協約の適用をうける組合数および組合員数

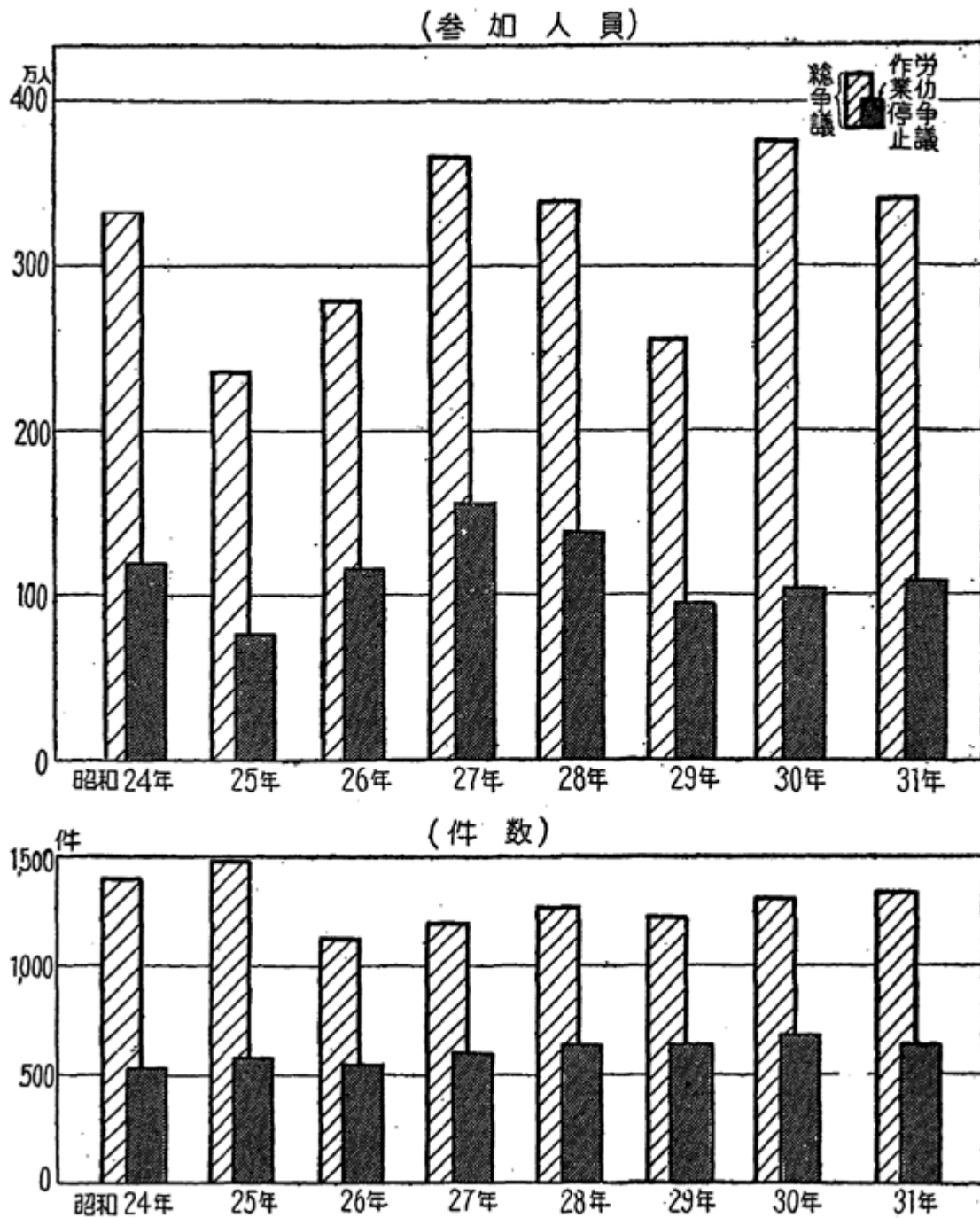
第190表 上部協約の適用をうける組合数および組合員数

年	上部協約適用(A)		単位組合協約(B)		協約適用総組合に対する 上部協約適用組合の割合 $\left(\frac{A}{A+B}\right)$	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
昭和30年6月	組合 9,685	人 2,475,836	組合 6,497	人 1,321,737	% 59.9	% 65.4
昭和31年6月	10,616	2,462,156	6,477	1,394,280	62.1	63.8

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

第43図 年別労働争議件数および参加人員

第43図 年別労働争議件数および参加人員



資料出所 労働省「労働争議統計」

また,上部組合が締結した労働協約の適用をうける組合員数は一万組合を突破し順調な伸びを示したが,組合員数ではわずかながら三〇年より低下している(第一九〇表参照)。

第二部 各論
五 労使関係
(二) 労働組合組織の現状
(6) 労使交渉協議機関

三一年における労使交渉協議機関の設置状況をみると、労働協約にもとづく設置組合数は一一、六〇三組合で、労働協約適用組合数の六八％を占めているが、三〇年より二ポイントの低下をみ、ここでも労働協約締結率、適用率の停滞と同様な動きを示した。これを機関の種類別にみると、苦情紛争処理に関する機関をもつ組合は一〇、七〇一組合(協約にもとづいて労使交渉協議機関を設置した組合数に対し九二％)、労働条件に関する機関をもつ組合数は九、五二三組合(同八二％)、生産に関する機関をもつ組合数は六、二一〇組合(同五三％)で、種類別の設置状況は前年とほぼ同様である。これを附議する事項の如何にかかわらず一つの機関で包括的に行う未分化状態の機関と附議する事項ごとに分化してそれぞれ独立の機関を設けて行うものとに分けてみると、労働協約にもとづく設置組合では、完全に分化して設置されている組合が六、〇六三組合(協約にもとづく機関設置組合総数の五二％)で過半数を占め、また、全く分化されていない機関をもつ組合は四、三一一組合(同三七％)となっている(第一九一表参照)。

第191表 労使交渉協議機関を有する組合数

第191表 労使交渉協議機関を有する組合数（協約にもとづくもの）

年	総 数	労働条件に 関するもの	生産に関す るもの	苦情紛争処理 に関するもの
	%	%	%	%
昭和24年	13,344 (100.0)	9,212 (69.0)	9,601 (71.9)	4,121 (30.9)
25年	6,888 (100.0)	5,566 (30.9)	4,388 (63.8)	3,682 (53.5)
26年	8,401 (100.0)	7,767 (92.4)	4,748 (56.3)	5,220 (62.1)
27年	9,625 (100.0)	8,683 (90.2)	5,319 (55.3)	6,275 (65.2)
28年	10,770 (100.0)	9,405 (87.3)	4,927 (45.7)	8,040 (74.7)
29年	10,825 (100.0)	9,673 (89.4)	4,756 (43.9)	8,498 (78.5)
30年	11,394 (100.0)	9,352 (82.1)	5,914 (51.9)	10,437 (91.6)
31年	11,603 (100.0)	9,523 (82.1)	6,210 (53.4)	10,701 (92.2)

資料出所 労働省「労働組合基本調査」
(注) 機関の附議事項が二つ以上の場合があるため各項目の計は総数と一致しない

第二部 各論

五 労使関係

(三) 労働争議の状況

(1) 労働争議の件数,参加人員および労働損失日数

三一年中の労働争議は,賃金増額,臨時給与金要求等を掲げた積極的要求が多く発生した反面,賃金減額反対,賃金定期支払要求等の消極的要求は減少した。また争議行為の伴わない第三者関与の全国組合争議が少なかったことにより件数,参加人員ともに三〇年を下廻った。しかし作業停止争議については春季の炭労争議における大規模かつ長期のロックアウトがあったため,労働損失日数は三〇年を大巾に上廻った。

労働争議の件数,参加人員を総争議についてみると,三三〇件,三三七万人で,これを前年に比べると一五件,三八万人の減少となり,これは三〇年が争議行為の伴わない第三者関与の全国組合争議が多かったのに対し,三一年においては争議行為の伴わなかつたものが比較的少なくその主要なものとしては四月の化繊部会(退職金規定改訂),七月の同じく化繊部会(昇給を含む賃上げ),年末の国労(新賃金要求)程度であったためである。また争議行為を伴つた争議についてみると,八一五件,一六一万人で件数はやや増加したが,参加人員は一六万人の減少である。これは大規模争議も前年より幾分か多かったが,全体としてみると,参加人員の少ない争議の方が多かったことによるものである。これを怠業についてみると,二六年以来件数,参加人員ともに増大してきたが,三一年では前記の傾向から,はじめて参加人員が二六万人減少して七四万人となり,二八年とほぼ同じ数になった(第一九二表,第一九三表参照)。

しかし作業停止争議についてみると,六四六件,一一〇万人で件数はやや減少したが,参加人員は七万人増加した。これは罷業による参加人員は減少しているにもかかわらず,工場閉鎖による参加人員の大巾増加によるものである。作業停止争議によってもたらされた損失日数は四五六万日で三〇年を一〇九万日上廻つたが,これには炭労争議の部分ストとロックアウトによる二〇八万日が大きく影響している。なお,工場閉鎖の損失日数は全損失日数の四九.七%を占め二二七万日であったが,罷業による損失日数は二三五万日で前年よ-九六万日の減少であった(第一九四表参照)。作業停止争議による損失日数を雇用者千人当りの割合でみると二六一日となり,いわゆる千人率は二九年,三〇年より高く,鉄鋼労連,全日通などがはじめての統一ストを行った二八年についている(第一九五表参照)。

第192表 暴労働争議件数および参加人員

第192表 労働争議件数および参加人員

年	総 争 議				争議行為を伴わな いもの				争議行為を伴った もの			
	件 数		参加人員		件 数		参加人員		件 数		参加人員	
	件	%	千人	%	件	%	千人	%	件	%	千人	%
昭和21年	920	100.0	2,723	100.0	110	12.0	2,088	76.7	810	88.0	635	23.3
22年	1,035	100.0	4,415	100.0	352	34.0	4,120	93.3	683	66.0	295	6.7
23年	1,517	100.0	6,715	100.0	604	39.8	4,109	61.2	913	60.2	2,605	38.8
24年	1,414	100.0	3,307	100.0	770	54.5	2,068	62.5	651	46.0	1,240	37.5
25年	1,487	100.0	2,348	100.0	783	52.7	1,322	56.3	763	51.3	1,027	43.7
26年	1,186	100.0	2,819	100.0	584	49.2	1,432	50.8	670	56.5	1,386	49.7
27年	1,233	100.0	3,683	100.0	573	46.5	1,839	49.9	725	58.8	1,844	50.1
28年	1,277	100.0	3,399	100.0	584	45.7	1,655	48.7	762	59.7	1,743	51.3
29年	1,247	100.0	2,635	100.0	552	44.3	1,089	41.3	780	62.6	1,547	58.7
30年	1,345	100.0	3,748	100.0	615	45.7	1,981	52.8	809	60.1	1,767	47.2
31年	1,330	100.0	3,372	100.0	591	44.4	1,767	52.4	815	61.3	1,605	47.6

資料出所 労働省「労働争議統計」

(注) 各争議形態別の件数、参加人員の合計は総争議、争議行為を伴う争議計より多くなる場合がある。これは一争議が二種以上の形態を伴った場合や第三者が関与し、かつ争議行為を伴った場合には総争議、争議行為を伴った争議計欄においては件数は一件とし、参加人員は各形態を通じて行為を行った最大の参加人員一つのみをもって集計してあるからである。

なお炭労争議の損失日数以外に三一年で損失日数の多かった争議をみると、賃上げ要求による鉄鋼労連四八万日、全造船二四万日、合化労連九万日、電機労連六万日、期末手当要求藍よる全鉱大手企業連の六万日および制裁規程反対の駐留軍労組(全駐労、日駐労の共同争議)の七万日等が挙げられる。

また総争議参加人員総数に対する作業停止争議参加人員の割合をみると、三一年は三三%となって前年を五ポイント上廻り、賃金定期支払要求争議がもっとも多くを占めた二五年と同じ割合になっているが、三一年の場合は臨時給与金、賃金増額要求による争議が圧倒的で、その内容においては二五年と全く対蹠的である(第一九五表参照)。

第193表 争議形態別労働争議件数および参加人員

第193表 争議形態別労働争議件数および参加人員

年	同盟罷業		工場閉鎖		同盟怠業		業務管理	
	件	数 参加人員	件	数 参加人員	件	数 参加人員	件	数 参加人員
	件	千人	件	千人	件	千人	件	千人
昭和21年	622	510	80	7	130	75	170	141
22年	382	212	88	8	141	63	93	24
23年	667	2,299	83	7	136	302	54	7
24年	511	1,117	53	7	100	129	25	8
25年	566	761	45	27	267	409	28	7
26年	564	1,160	35	5	184	362	—	—
27年	576	1,623	29	9	241	617	2	(476)
28年	602	1,334	27	23	261	732	4	(271)
29年	623	915	32	22	271	968	6	1
30年	638	1,029	40	9	310	1,000	1	(29)
31年	631	954	44	168	337	737	5	(209)

資料出所 労働省「労働争議統計」

(注) () 内の数字の単位は人である。

第194表 作業停止労働争議件数、参力人員および労働損失日数

第194表 作業停止労働争議件数、参加人員および労働損失日数

年	件 数	参加人員	労働損失日数			
			合 計	同盟罷業によるもの	工場閉鎖によるもの	工場閉鎖の合計に対する比率
	件	千人	千日	千日	千日	%
昭和21年	702	517	6,266	6,093	173	2.8
22年	464	219	5,036	4,894	142	2.8
23年	744	2,304	6,995	6,880	116	1.7
24年	554	1,122	4,321	4,252	68	1.6
25年	584	763	5,486	5,133	353	6.4
26年	576	1,163	6,015	5,972	42	0.7
27年	590	1,624	15,075	15,012	63	0.4
28年	611	1,341	4,279	3,854	425	9.9
29年	647	928	3,836	2,659	1,177	30.7
30年	659	1,033	3,467	3,307	160	4.6
31年	646	1,098	4,562	2,353	2,269	49.7

資料出所 労働省「労働争議統計」

第二部 各論
五 労使関係
（三）労働争議の状況
（2）産業別の動き

第195表 作業停止労働争議発生率及び千人率

第195表 作業停止労働争議発生率および千人率		
年	総争議参加人員に対する 作業停止労働争議参加人員の割合	雇用者 1,000人当り 損失日数（千人率）
	%	日
昭和21年	19.0	—
22年	5.0	400
23年	34.3	556
24年	33.9	362
25年	32.5	439
26年	41.2	450
27年	44.1	1,061
28年	39.4	295
29年	35.2	249
30年	27.6	218
31年	32.6	261

資料出所 労働省「労働争議統計」
（注） 1）雇用者は総理府統計局「労働力調査」年間平均の雇用者総数
2）千人率＝ $\frac{\text{労働損失日数}}{\text{雇用労働者数}} \times 1,000$

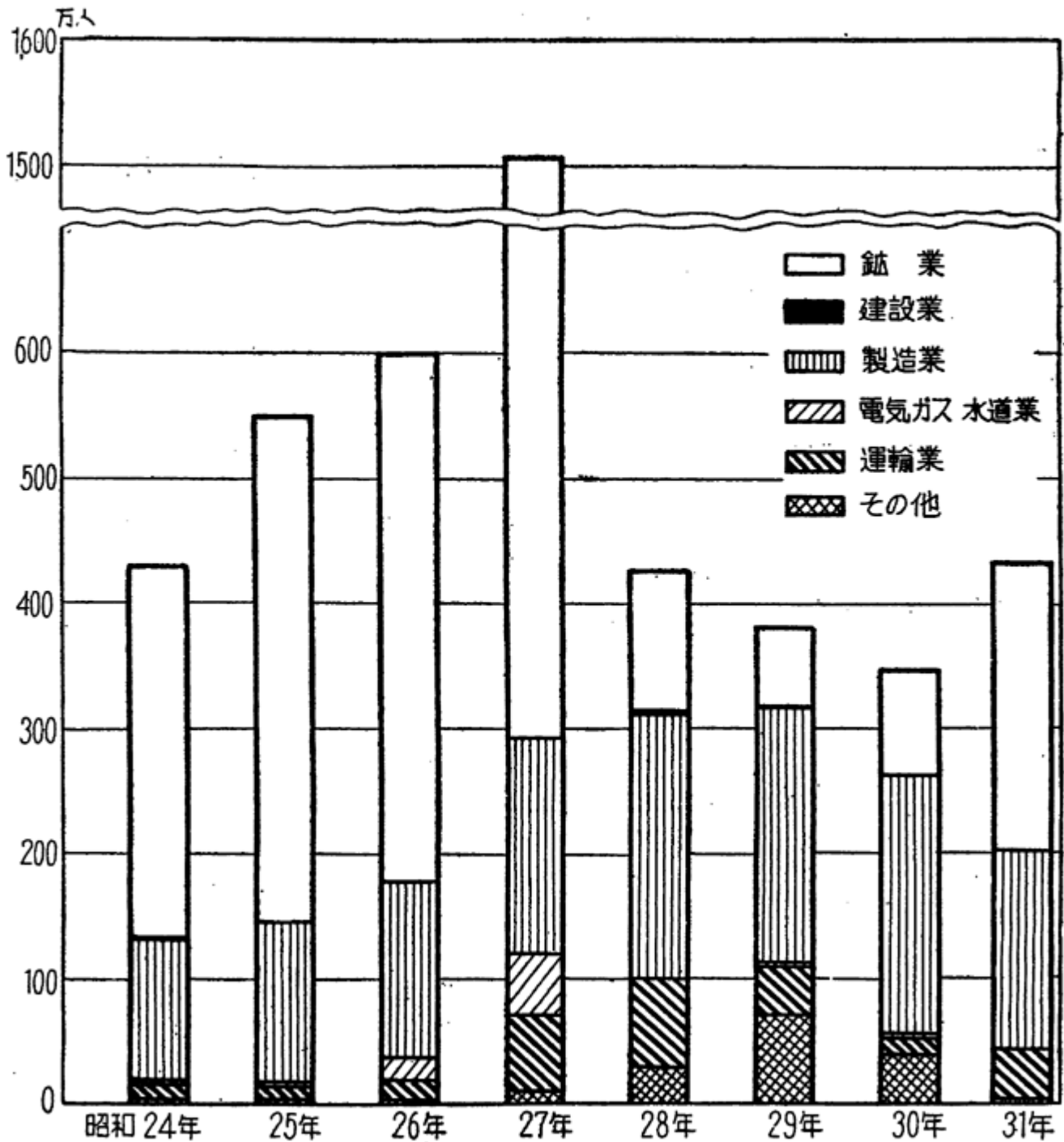
労働争議の状況を産業別にみると、まず運輸通信その他の公益事業における総争議参加人員は一八五万人で、全産業の過半数を占めている。これは春闘における私鉄総連、全通、秋季闘争の全日通、国労、年末闘争の国労、全通、全電通などの実力行使あるいは調整機関関与があったことによるものである。しかし国労、全通、全電通、私鉄総連、海員、全日通など多くの全国組合が調整機関関与となった前年に比べると三万人の減少となっている。また作業停止争議では春闘における私鉄総連、全通、年末闘争における国労、全通、全電通などの罷業があったため参加人員はやや増加して二九万人となったが、損失日数では前年並みの四三日であった。

つぎに製造業における総争議参加人員は八四万人で前年より二〇万人減少した。これは、輸送用機器など

に大争議があったけれども、前年にみられた紡織などでは大争議が少なかったためである。また作業停止争議では鉄鋼労連、全造船などの罷業があったために参加人員は前年よりやや増加したが、損失日数では前年の綿紡部会による一一九万日に上るような罷業がなかったため、四七万日減の一五九万日であった。

第44図 年および産業別労働損失日数の推移

第44図 年および産業別労働損失日数の推移



資料出所 労働省「労働争議統計」

なお鉱業における総争議参加人員は三九万人で前年より九万人減少した。これは春闘における全鉱の実力行使が部分ストであったこと、前年における石炭合理化臨時措置法反対のような争議がみられなかった

ためである。作業停止争議では参加人員は七万人減少したが,損失日数は炭労争議の工場閉鎖によって前年を一四六万日上廻る二二八万日であった。

第二部 各論
五 労使関係
（三）労働争議の状況
（3）規模別の動き

参加人員の規模により争議の状況をみると、大規模争議の発生は総争議で減少、争議行為を伴った争議で増加し、小規模争議の発生は総争議、争議行為を伴った争議のいずれにおいても減少している(第一九六表参照)。これは、大規模争議では争議行為を伴った争議は罷業によるものの増加がみられたほか、怠業によるものもやや増加したが、反面調整機関関与となった全国組合の争議が非常に少なかったためである。

第196表 参加人員規模別労働争議発生件数

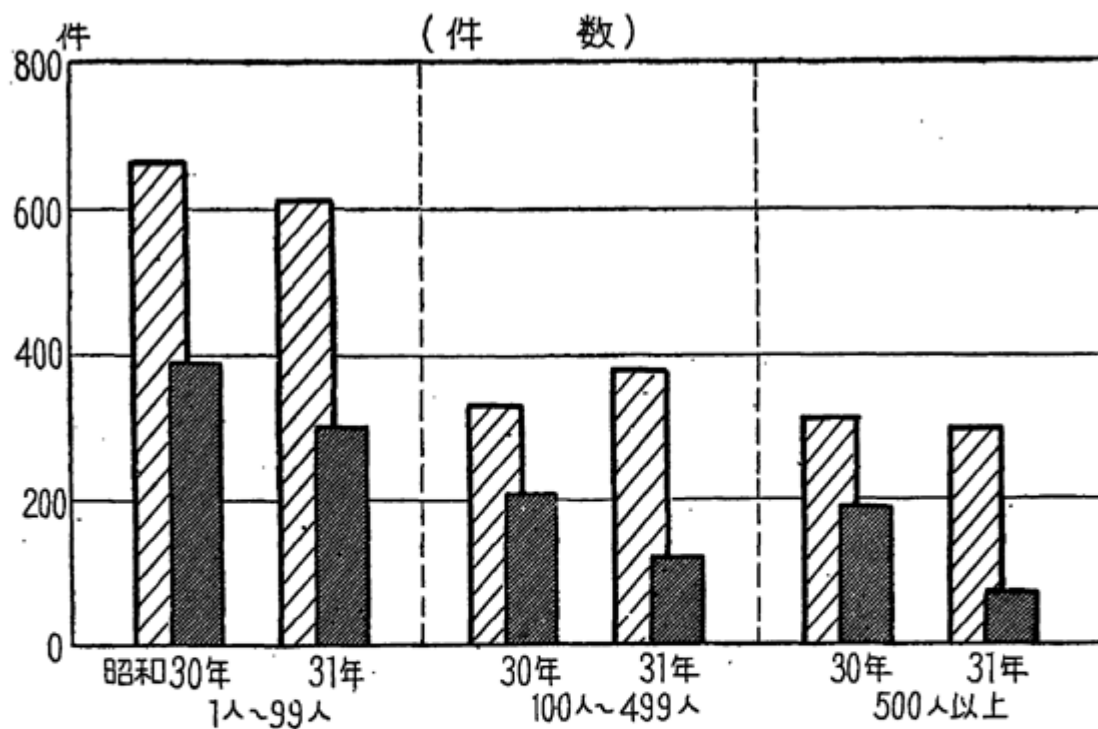
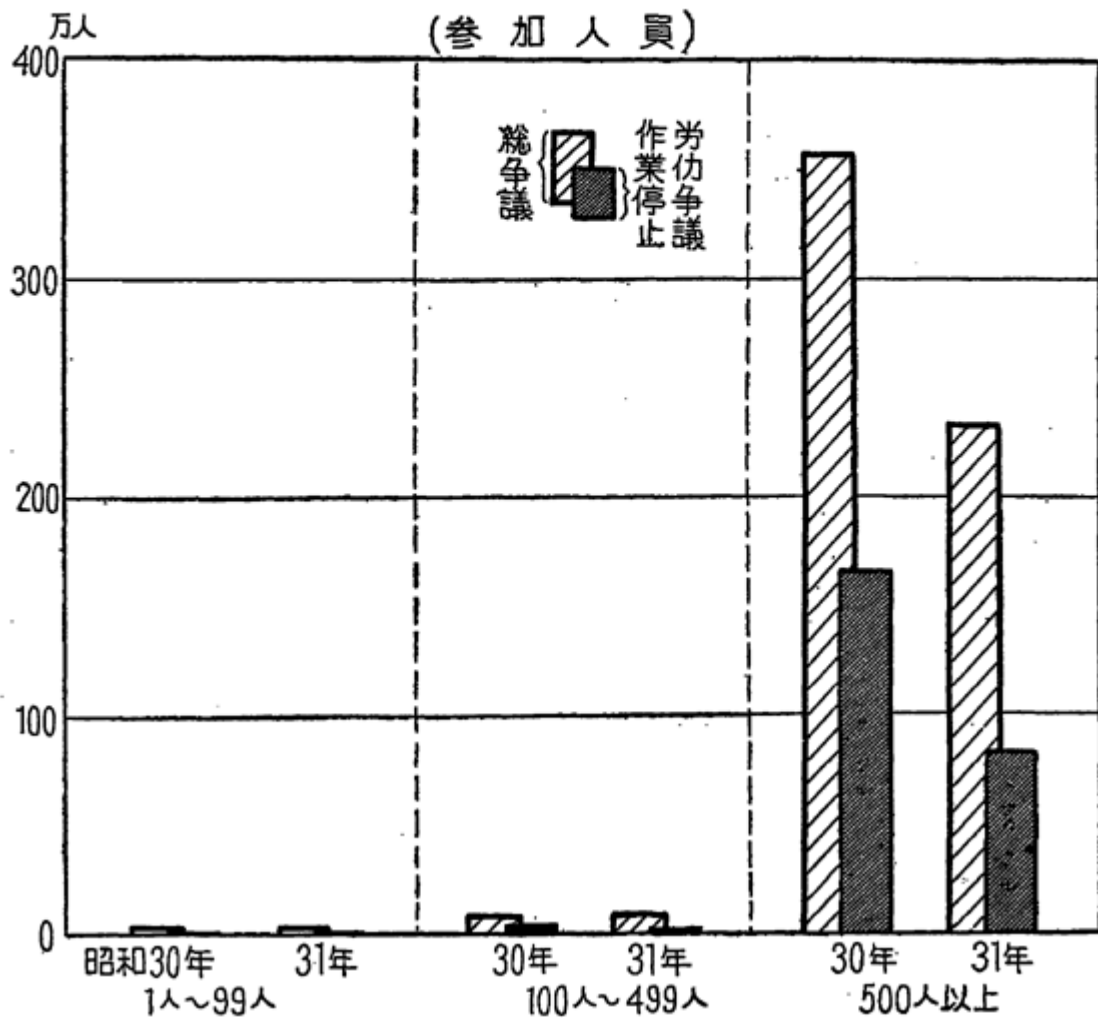
第196表 参加人員規模別労働争議発生件数					
年	総 争 議				
	規 模 計	1 人～99人	100人～499人	500人以上	
	件 %	件 %	件 %	件 %	
昭和28年	1,216 (100.0)	547 (45.0)	369 (30.3)	300 (24.7)	
29年	1,195 (100.0)	573 (47.9)	353 (29.5)	269 (22.5)	
30年	1,301 (100.0)	665 (51.1)	331 (25.4)	305 (23.4)	
31年	1,285 (100.0)	609 (47.4)	379 (29.5)	297 (23.1)	
	争 議 行 為 を 伴 っ た も の				
	昭和28年	711 (100.0)	299 (42.1)	220 (30.9)	192 (27.0)
	29年	768 (100.0)	341 (44.4)	236 (30.7)	191 (24.9)
	30年	795 (100.0)	395 (49.7)	206 (25.9)	194 (24.4)
	31年	799 (100.0)	318 (39.8)	262 (32.8)	219 (27.4)

資料出所 労働省「労働争議統計」

しかし小規模争議の発生を参加人員の規模でなく企業の規模によってみると、総争議、争議行為を伴った争議とも中小企業に多かった(第一九七表参照)。これからみて中小企業における争議の中には連合または共同の争議がかなりあったものという。

第45図 規模別労働争議件数および参加人員

第45図 規模別労働争議件数および参加人員



資料出所 労働省「労働争議統計」

中小企業における争議を要求事項によってみると、好況が波及して賃金、増額等の積極的要求争議の激増と、賃金定期支払等の消極的要求争議の激減が目立っている。しかし消極的要求のなかでも解雇反対被解雇者の復職要求がわずかな減少にとどまっているのは注目される。これに関連して未組織労働者の争議も二二件と三〇年より一五件の増をみたが、要求事項はほとんど防衛的性格をもつた消極的要求で、解雇反対被解雇者の復職、解雇休業手当等解雇をめぐる争議であった。これらはいずれも短期間にその多くが労働者側に有利な解決をみている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第二部 各論

五 労使関係

(三) 労働争議の状況

(4) 要求事項別労働争議

三一年中に発生した労働争議の要求事項をみると、総件数は一,四一九件で前年より一一九件の減少をみているが、経済の好況が波及して積極的要求は三〇年の九七六件(要求事項総件数の六四%)から一,〇〇二件(同七一%)に件数,比率とも増加を示し、その反面消極的要求は三〇年の四〇七件(同二七%)から二六七件(同一九%)と著しい減少を示した。

第197表 企業規模別労働争議発生件数

第197表 企業規模別労働争議発生件数

規 模	総 争 議				
	発 生 総 件 数	要 求 事 項 総 数	積 極 的 要 求	消 極 的 要 求	そ の 他
規 模 計	1,285	1,419	1,002	267	150
5,000 人以上	186	223	159	19	45
1,000人～4,999人	212	232	189	17	26
500人～ 999人	161	174	147	6	21
100人～ 499人	459	499	376	67	56
100人未満	551	589	363	161	65
分割不能の連合争議	8	8	7	1	—
争 議 行 為 を 伴 っ た も の					
規 模 計	799	887	674	122	91
5,000 人以上	168	200	143	17	40
1,000人～4,999人	170	186	159	10	17
500人～ 999人	122	133	116	3	14
100人～ 499人	298	319	249	34	36
100人未満	329	353	244	62	47

資料出所 労働省「労働争議統計」

- (注) 1) 争議行為を伴わない連合体争議は事業所毎に調査されていないため規模別に分類することができないので分割不能として掲上してある。
- 2) 連合体争議は規模計ではそれぞれ1件としているが、企業が2以上含まれている場合の連合体争議のうち争議行為を伴ったものについては各企業の該当する規模ごとに1件ずつ数えている。従って各規模の合計は規模計と一致しない。
- 3) 要求事項総数、積極および消極の区分については第198表参照。

第198表 主要要求事項別労働争議発生件数

第198表 主要要求事項別労働争議発生件数

要 求 事 項	昭和29年	昭和30年	昭和31年
	件 %	件 %	件 %
発 件 総 件 数	1,195	1,301	1,285
要 求 事 項 総 数	1,700(100.0)	1,538(100.0)	1,419(100.0)
積 極 的 要 求 計	1,060 (62.3)	976 (63.5)	1,002 (70.6)
組合の承認または組合活動	30 (1.8)	19 (1.2)	18 (1.3)
労働協約の締結または全面的改訂	104 (6.1)	74 (4.8)	61 (4.3)
賃 金 増 額	398 (23.4)	267 (17.4)	355 (25.0)
臨 時 給 与 金	408 (24.0)	503 (32.7)	476 (33.6)
退職金制度の確立または増額	61 (3.6)	70 (4.6)	68 (4.8)
労働時間の変更	11 (0.6)	16 (1.0)	6 (0.4)
休暇休日に関する要求	20 (1.2)	14 (0.9)	6 (0.4)
経 営 参 加	13 (0.8)	1 (0.1)	— (—)
福 利 厚 生 施 設	15 (0.9)	12 (0.8)	12 (0.8)
消 極 的 要 求 計	498 (29.3)	407 (26.5)	267 (18.8)
賃 金 減 額 反 対	49 (2.9)	28 (1.8)	13 (0.9)
賃 金 定 期 支 払	141 (8.3)	113 (7.3)	42 (2.9)
解 雇 休 業 手 当	70 (4.1)	49 (3.2)	25 (1.8)
事業休業または操業短縮反対	35 (2.1)	26 (1.7)	25 (1.8)
解雇反対または被解雇者の復職	203 (11.9)	191 (12.4)	162 (11.4)
そ の 他 計	142 (11.9)	155 (10.1)	150 (10.6)
そ の 他 賃 金	51 (3.0)	64 (4.2)	47 (3.3)
そ の 他 作 業 条 件	25 (1.5)	21 (1.4)	23 (1.6)
労働協約の効力	11 (0.6)	12 (0.8)	19 (1.4)
そ の 他 人 事	36 (2.1)	47 (3.1)	51 (3.6)
そ の 他	19 (1.1)	11 (0.7)	10 (0.7)

資料出所 労働省「労働争議統計」

(注) 発生総件数と要求事項総数とが一致しないのは一件の争議で二以上の要求事項をもつことがあるためである。

第199表 継続期間別労働争議解決件数

第199表 継続期間別労働争議解決件数

年	合 計	5 日以下	6 日 ～10日	11日 ～20日	21日 ～30日	31日 ～100日	101日 以上
	件	件	件	件	件	件	件
昭和28年	1,208 (100.0)	343 (28.4)	220 (18.2)	237 (19.6)	142 (11.8)	211 (17.5)	55 (4.5)
29年	1,191 (100.0)	298 (25.0)	234 (19.7)	229 (19.2)	119 (10.0)	241 (20.2)	70 (5.9)
30年	1,297 (100.0)	400 (30.8)	266 (20.5)	237 (18.3)	123 (9.5)	194 (15.0)	77 (5.9)
31年	1,297 (100.0)	420 (32.4)	249 (19.2)	263 (20.3)	121 (9.3)	180 (13.9)	64 (4.9)

資料出所 労働省「労働争議統計」

第200表 継続期間別作業停止労働争議解決件数

第200表 継続期間別作業停止労働争議解決件数

年	合 計	10日以下	11日～20日	21日～30日	31日以上
	件	件	件	件	件
昭和28年	554 (100.0)	471 (85.0)	49 (8.8)	16 (2.9)	18 (3.2)
29年	620 (100.0)	507 (81.8)	60 (9.7)	27 (4.3)	26 (4.2)
30年	644 (100.0)	545 (84.6)	47 (7.3)	22 (3.4)	30 (4.7)
31年	632 (100.0)	529 (83.7)	49 (7.8)	21 (3.3)	33 (5.2)

資料出所 労働省「労働争議統計」

積極的要求のうちでは賃金増額要求が三五五件(同二五%)となって件数においても比率においても三〇年を大きく上廻っている。また臨時給与金要求は四七六件(同三四%)を数えてもっとも多く、件数は若干の減少であったが比率は三〇年をやや上廻った。消極的要求のうちでは賃金定期支払要求が四二件(同三%)となって、件数、比率とも三〇年より大巾に減少した。このほか解雇反対または被解雇者の復職一六二件、解雇休業手当二五件などがあるが、これら限いずれも三〇年に比べてかなりの減少をみた(第一九八表参照)。

なお企業規模別の要求事項によってみると,賃金定期支払要求がほとんど中小企業で占められ,大企業には一件も見られないのは注目される。

第二部 各論

五 労使関係

(三) 労働争議の状況

(5) 労働争議の解決状況

三一年中に解決した労働争議は一,二九七件である。これは三〇年より繰越した争議と三一年に発生した争議をあわせた争議総数一,三三〇件に対して九七.五%の解決率を示している。また解決した争議について継続期間別にみると,短期に解決した争議が前年同様総争議においても,また作業停止争議についても多くみられる(第一九九表,第二〇〇表参照)このほか解決結果についてみても,前年よりも労働者側に有利に解決したものが多くなっている。

さらに解決時点でとらえた解決方法についてみても,労使の自主的解決による当事者直接交渉が件数,比率ともに増加している。これは,経済が好況であったことと同時に労働者側がある程度目的を達成すれば短期に争議を終結したこと,使用者側も要求をある程度容れることによって争議の早期解決を意図したことにもよるものと思われる。
